

パートナーシップ宣誓制度の創設と その後の取り組み（令和2年7月）

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく、あざやかに、重なり合う。

明日は、何色の川崎と出逢おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



本市では、全ての市民が不当な差別を受けることなく個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、令和元年12月に「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）」を制定しました。

こうした中、性的マイノリティ当事者の抱える生きづらさの解消に当たっては、当事者の生活上の障壁を取り除く取り組みが重要であるとの認識の下、当事者自身が人生のパートナーであることを宣誓することにより、パートナーとして共に生活をしていきたいというカップルの気持ちを川崎市が受け止めることとし、その宣誓の事実を公的に認める「川崎市パートナーシップ宣誓制度」を令和2年7月1日に創設しました。



広報キャラクター
およん

＜議会での審議経過と市の取り組み＞

【平成27年 第3回定例会（7月） 人権施策の推進について①】

質 問

今年4月に渋谷区で全国初となる、いわゆる同性カップル証明書条例が施行されました。こうした動きは世田谷区や宝塚市、横浜市等でも行われているようですが、性的マイノリティの方々の権利保障に向けた動きが加速している中、人権問題では常に先駆的な取り組みをしてきた本市としての見解を伺います。

答 弁

本市では、平成22年に性同一性障害（注）のある子どもの保護者の方から相談窓口の開設について御要望をいただき、全国の自治体に先駆けて相談窓口を開設し、性的マイノリティの方々の人権に係る取り組みを進めているところでございます。今後も平等と多様性を尊重した川崎らしい人権施策を、より一層推進していく必要があると考えております。

（注）世界保健機関（WHO）の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」は、現在の分類（ICD-10）に代わり、新しい分類（ICD-11）が2019年に採択され、2022年に発効となる予定です。新しい分類（ICD-11）では、性同一性障害は精神疾患の分類から外れ、新たな表記として「性別不合（仮訳）」があげられています。

【平成 29 年 第 2 回定例会（6 月）人権施策の推進について②】

質 問

性的マイノリティの方々への対応について、誰もが互いを認め合うダイバーシティのまちづくりが必要です。近隣他都市ではパートナー証明の発行等を実施し、さまざまな生活課題に対して支援を行っていますが、本市の見解と対応を伺います。

答 弁

本市では、川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」において、性的マイノリティの方々の人権を位置づけ、人権意識の普及を初めとする取り組みを実施しております。引き続き、正しい理解を促進するよう市民に働きかけを行いながら、パートナーシップなどの制度についても調査してまいります。

川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」

川崎市では、平成 12 年（2000 年）に「川崎市人権施策推進指針」を、平成 19 年（2007 年）に「川崎市人権施策推進基本計画」を策定し、人権施策を推進してきました。そして、人権を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、平成 27 年（2015 年）3 月に「川崎市人権施策推進基本計画 人権かわさきイニシアチブ」（計画期間：平成 27 年 4 月～令和 8 年 3 月）が策定されました。

人権かわさきイニシアチブ 12 の分野別施策

- ◎ 子どもの人権の尊重と権利保障の推進
- ◎ 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重
- ◎ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり
- ◎ 障害者の自立と共に生きるまちづくり
- ◎ 同和問題への取組
- ◎ 外国人市民の人権施策の充実
- ◎ 住み慣れた地域で健やかに暮らせる医療体制の構築
- ◎ ホームレス（野宿生活者）の人権の擁護と自立支援
- ◎ 拉致問題への取組
- ◎ 性的マイノリティの人々の人権
- ◎ 自殺をめぐる問題への取組
- ◎ 様々な市民の権利の尊重と差別の撤廃

ここに
位置づけました

【平成 30 年 議員研修会（5 月）】

研 修

川崎市議会 議員研修会

「性的マイノリティを取り巻く環境と先進的な取組」世田谷区議会議員 上川 あや 氏

正副議長主催の議員研修会において、世田谷区議会議員であり、L G B T 自治体議員連盟のメンバーでもある 上川 あや 氏を講師に招き、「性的マイノリティを取り巻く環境と先進的な取組」をテーマに、自身の体験や性の多様性と社会状況、国の施策、世田谷区が実際に取り組んでいる施策の内容や今後の課題等について講演していただきました。



陳 情

陳情第 1 2 3 号

「川崎市における同性パートナーシップの承認制度創設に向けた協議開始に関する陳情」

（平成 30 年 6 月 1 日 提出）

川崎市において性的マイノリティの存在を公に認め、性的マイノリティにとっても住みやすく、魅力ある都市になるよう、パートナーシップ制度の導入に向けた協議の開始をするよう求めた陳情が、市民の方から市議会議長あてに提出されました。

【平成 30 年 文教委員会（7 月） 陳情の審査】

主 な 議 論

- ・ まだ整理すべき課題がたくさんあり、議論を重ねる必要がある
- ・ パートナーシップ宣誓制度の創設に向けた前向きな協議を開始するきっかけとして良い
- ・ 条例や要綱のあり方、他都市の状況をもう少し研究して、検討を進めるべき

陳情の審査結果・・・

パートナーシップ宣誓制度の創設のための協議開始に向けて、今後さらに調査・研究し、国や他の自治体と連携するなど、議論を尽くす必要があるとの意見があり、陳情第 1 2 3 号は **継続審査** となりました。



【令和元年 第5回定例会（12月） パートナーシップ宣誓制度の創設】

質 問

パートナーシップ制度の導入に踏み出す自治体が、横浜市や導入予定の相模原をはじめ、全国では9政令市、21の自治体となっており、県内では横須賀市、小田原市、鎌倉市などに広がっています。本市もパートナーシップ制度を実施すべきですが、伺います。

答 弁

本市といたしましては、性的マイノリティ当事者の生活上の障壁を取り除く取り組みが重要であると認識しており、引き続き、他都市における事例を調査研究するとともに、11月末に人権施策推進協議会が取りまとめた中間まとめの内容等も踏まえながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

取り組みとしては… パートナーシップ宣誓制度の創設

性的マイノリティ当事者の抱える生きづらさの解消に当たっては、当事者の生活上の障壁を取り除く取り組みが重要であるとの認識の下、他都市における取組事例を調査研究するとともに、附属機関である「川崎市人権施策推進協議会」からの答申の内容等を踏まえ、「パートナーシップ宣誓制度」を令和2年7月1日に創設しました。

【令和元年 第3回定例会（6月） 市営住宅への入居】

質 問

東京都世田谷区などでは、これまで親族のみとしてきた家族向け区営住宅の入居条件を改め、同性カップルも入居できるように条例を改正しました。川崎市も同性パートナーの市営住宅の入居申し込みが可能になるよう改善すべきと思いますが、伺います。

答 弁

市営住宅は真に住宅に困窮する世帯向けの賃貸住宅であり、その入居資格を満たすことについては厳正な審査を行う必要があります。引き続き、関係局による検討状況を注視しながら調査研究してまいります。

取り組みとしては… 市営住宅への入居が可能に

これまで単身者向けの部屋を除く市営住宅への入居は、生活する者同士が親族（事実婚を含む）である必要がありましたが、パートナーとして認められたカップルにも入居が認められるようになり、令和2年9月の市営住宅入居者募集から申し込みが可能となりました。

【令和2年第1回定例会（3月）】

質 問

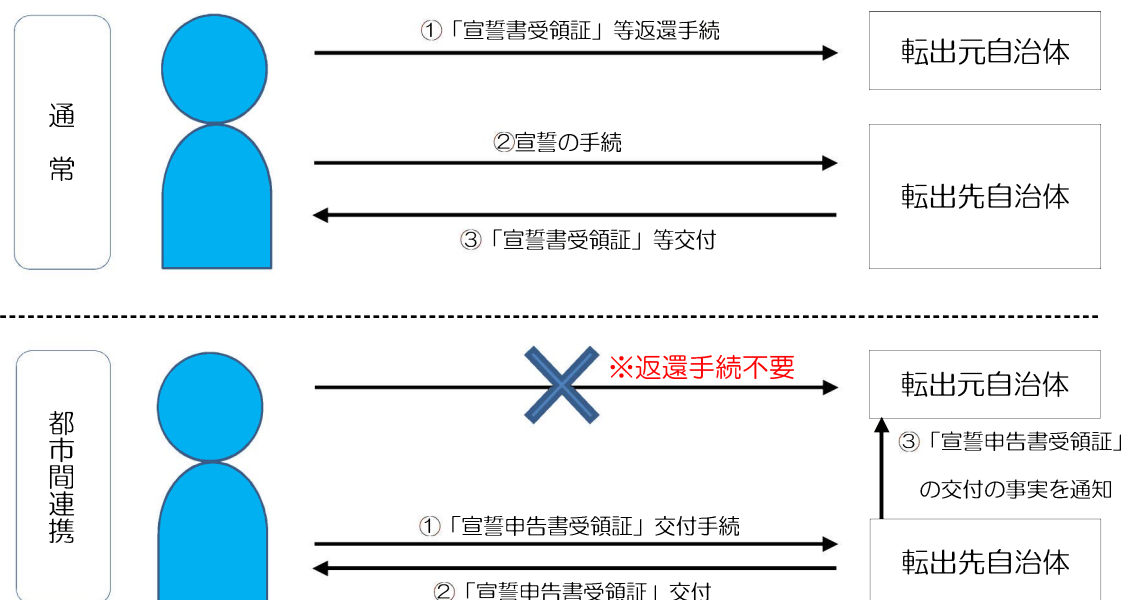
パートナーシップ宣誓制度の内容については、市営住宅の申込みや病院での手術同意、生命保険の受け取りの保証人になれるなど、性的マイノリティ当事者の生活上の障壁を取り除ける内容にすべきです。他都市でも同様な制度を運用していますが、連携についても伺います。

答 弁

本市といたしましては、性的マイノリティ当事者の抱える生きづらさを解消するため、これらの方々の生活上の障壁を取り除く取り組みが重要であると認識しております。当該制度の内容につきましては、昨年11月末に人権施策推進協議会が取りまとめた中間まとめの内容や、他都市における取組事例等を踏まえ、様々な観点を考慮しながら、本市にふさわしいものとなるよう現在制度設計を行っており、来年度の制度創設に向けて着実に取組を進めてまいります。

取り組みとしては… **相模原市との都市間連携に関する協定の締結**

川崎市と相模原市との間で「パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定書」を締結し、令和2年12月から、同制度を利用している当事者が両自治体間で住所の異動をする場合の
手順を簡素化しました。



手続きが簡略化され、転出先での手続きのみになりました。

川崎市パートナーシップ宣誓制度

川崎市における「パートナーシップ」とは、
「互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常生活を共にし、又は
することを約した一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する2人の関係を
いう」となっています。

宣誓をするための条件は、以下のとおりです。

- ・ 成年に達している者であること。
- ・ 市内に住所を有する又は転入を予定している者であること。
- ・ 配偶者のない者又は宣誓をする時において当該宣誓に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有しない者であること。
- ・ 宣誓に係るパートナーが民法の規定により婚姻をすることができない者(直系血族、直系姻族等)でないこと。

パートナーシップ宣誓書受領証カード ▼ <表面>

第 号	
パートナーシップ宣誓書受領証カード	
川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、 パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
本人 氏名 _____ (宣誓日 年 月 日)	パートナー 氏名 _____ 年 月 日
川崎市 Colors, Future! いるいるって、未来。	川崎市長 印

<裏面>

このカードは、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、 継続的に日常生活を共にし、又はすることを約した関係であると宣誓 されたことを川崎市として証するものです。 法的効力を有するものではありませんが、この受領証の提示を受けた 方は、上記の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。 (発行：川崎市民文化局人権・男女共同参画室)	
戸籍上の氏名等(通称を使用している場合)	
本人 氏名 _____	パートナー 氏名 _____
【緊急連絡先】(記入は自由です。) 私本人が急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。	
本人 連絡先 _____	本人 自署 _____

パートナーシップ宣誓書受領証 ▼

川崎市 Colors, Future! いるいるって、未来。	
第 年 月 日	
パートナーシップ宣誓書受領証	
氏 名 _____	_____
生年月日 _____ 年 月 日	_____ 年 月 日
宣 誓 日 _____ 年 月 日	
川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、パートナーシップ 宣誓書を受領したことを証します。 川崎市では、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重さ れ、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進しています。 互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、自分らしく活躍 されることを期待しています。	
川崎市長	印

